

- RSウイルス感染症は、前週より減少したものの、引き続き多くの患者が報告されています。
- 流行性角結膜炎は、8月中旬以降、患者報告数の多い状態が続いています。
- 首都圏や愛知県で風しん患者が増加しています。→トピックス

### ■ 定点把握対象疾患の発生動向（インフルエンザ定点:87か所、小児科定点:53か所、眼科定点:11か所、基幹定点:5か所）

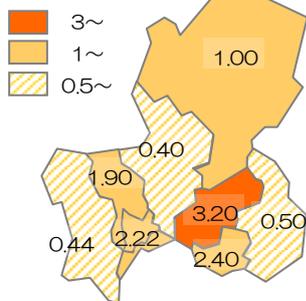
#### ● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

レベル	疾患名	基準	該当保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	なし	—	—
注意報レベル	なし	—	—

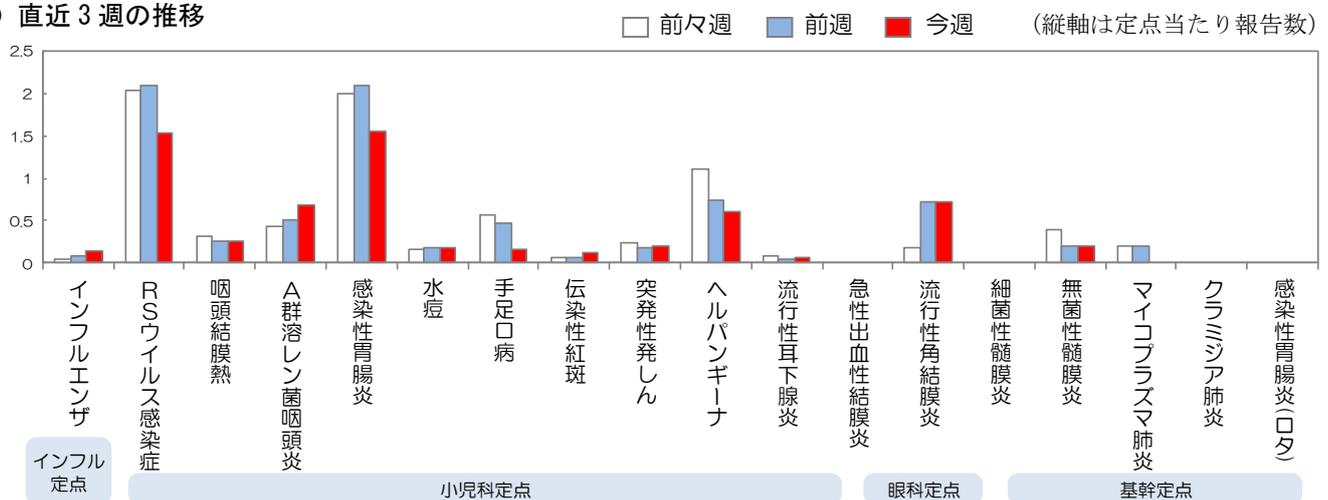
※定点当たり報告数が一定の基準を超えた場合、保健所単位で「警報・注意報レベル」を発信しています。  
警報レベルは大きな流行が発生または継続していると疑われることを、注意報レベルは流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

#### ● 注意したい感染症の保健所別流行状況（地図中の数値は定点当たり報告数）

##### <RSウイルス感染症>



#### ● 直近3週の推移



### ■ 全数把握対象疾患の発生動向

#### ● 今週届出分

- 1類感染症：なし
- 2類感染症：結核 5例
- 3類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 2例、腸チフス 1例
- 4類感染症：レジオネラ症 1例
- 5類感染症：カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 1例、急性弛緩性麻痺 1例、侵襲性肺炎球菌感染症 2例、梅毒 1例、百日咳 6例

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターのHPをご覧ください。  
感染症発生動向調査週報 (IDWR) <https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

## ■ トピックス

### ● 風しん

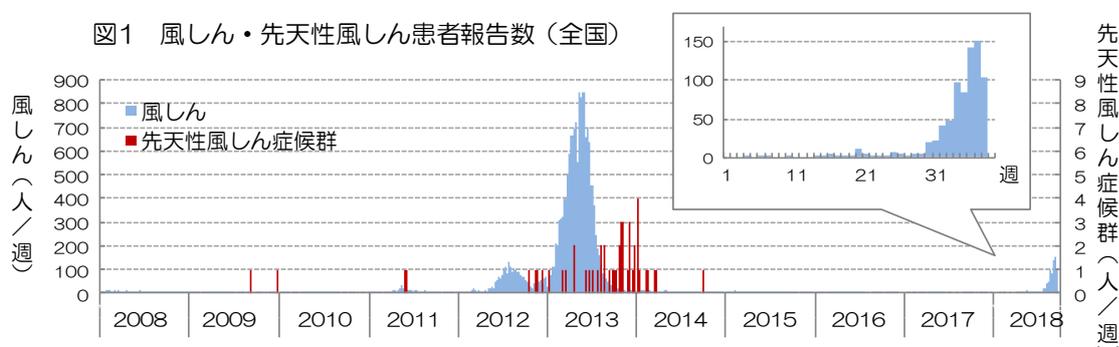
#### ◇ 首都圏や愛知県で風しん患者が増加しています

国内の風しんの患者報告数は、2012～2013年の流行後は少ない数で推移していましたが、今年7月下旬から首都圏を中心に増加がみられており、2018年第1週～第38週の累積患者報告数は770人となっています（図1）。都道府県別では、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、愛知県の順に報告が多くなっています。

報告された患者の96%が成人で、男性が全体の83%を占めています。患者の年齢層は、男性では30～40代（男性全体の63%）、女性では20～30代（女性全体の58%）が多く、2012～2013年の流行時と同様の傾向を示しています。

2017年の感染症流行予測調査によると、30代後半～50代前半の男性では風しんの抗体保有率が8割程度と低く、2012～2013年の流行前と比較して明らかな変化はみられていません。また、20～30代では男女ともに、かつて定期予防接種率が一時的に低下した年齢にあたり、この年齢層にも感受性者（抗体を持たない人）が多く残っていると推測されています。

また、2012～2013年の流行時は、全国で45例の先天性風しん症候群の発生報告がありました。2015年以降、現在まで先天性風しん症候群の発生報告はありませんが、今回も女性では妊娠出産年齢の患者が多いことから妊婦への感染が懸念されます。



岐阜県では、8月に2例、9月に2例の風しん患者が報告されています（10月3日現在）。現在のところ県内では散発的な発生にとどまっていますが、隣県の愛知県では9月に43例と多数の患者報告があり（10月2日現在）、県内でも引き続き警戒が必要です。

#### ◇ 風しん流行と先天性風しん症候群の発生を防ぐために

風しんの流行を防ぐためには、定期予防接種対象者（1歳と小学校入学前1年間の幼児）の接種率を高く維持することに加え、成人に多く残されている感受性者対策が重要であり、前回の流行から変わらず続く課題とされています。

風しん患者が増加している現在、最も懸念されるのは先天性風しん症候群の発生です。妊娠中は風しん含有ワクチンの接種は受けられず、受けた後は2か月間妊娠を避ける必要があることから、女性は妊娠前に2回のワクチン接種を受けておくこと、また、妊婦の周囲の人々もワクチン接種を行うことが重要です。

また、30～50代の男性で風しんにかかったことがなく、ワクチン未接種または接種歴が不明の場合は、早めにワクチン接種を受けることが重要です。

なお、岐阜県では、妊娠を希望する方及び妊婦と同居する方で一定の条件を満たす方については、風しん抗体検査を無料で受けることができます。詳しくはこちらをご覧ください（保健医療課 HP）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/fushin-koutai.html>

#### ○ 感染症法における取扱い

風しんは、感染症法において5類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出なければなりません。

また、風しんの届出をされた場合は、県または岐阜市においてPCR検査を実施しています。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。（保健医療課 HP）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki jun.html>

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>